「元気な八戸ざくり」。市民奨励金

初動期支援习习者者支援习习

まちざくり支援ヨミス

令和8年度のご案内(募集要項)

市民の皆さんのまちづくり活動を支援します!

あなたのまちづくり活動に、

ぜひ市民奨励金制度をご活用ください!



説明会

会場開催 令和7年 12月 20日(土)・令和8年1月 10日(土) オンライン開催 1月7日(水)~1月 16日(金)

募集期間

令和7年12月15日(月)~令和8年2月13日(金)

対象団体

市民活動団体、地域コミュニティ活動団体

対象事業

不特定多数のものの利益の増進を目的として、 令和8年度中に行われる、地域の課題解決につながる まちづくり活動に関する事業

奨励金額

- ■初動期支援コース・若者支援コース 20 万円以内(補助率 100%)
- ■まちづくり支援コース 40 万円以内 ※補助率は次のとおり ※過去のまちづくり支援コースの交付回数 0回:100% 1回:80% 2回以上60%

八戸市 総合政策部 市民連携推進課



もくじ

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
2	対象団体・・・・・・・・・・・・	1ページ
3	対象事業及び奨励金額 ・・・・・・・	2ページ
4	対象となる経費・・・・・・・・・	3ページ
5	応募から奨励金の交付までの流れ・・・	5ページ

◆ 資料集

・応募書類 様式・記入のポイント ・・・・	12 ページ
• 市民奨励金制度Q&A ・・・・・・・・	27 ページ
• 過去5年分の奨励金交付事業(R3~7) · · ·	33 ページ
• 実施要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38 ページ

◆ 制度説明会のご案内(裏表紙)

「元気な八戸づくり」市民奨励金制度について

1 目的

市では、市民が主役のまちづくりを目指し、住民自治の推進を図っています。本制度は市民活動や地域活動の活性化を図ることを目的に、公共の担い手となり得る

「・市民活動団体

・地域コミュニティ活動団体 の自主的に取り組む公益性のあるまちづくり活動を支援しています。

2 対象団体

市民活動団体(ボランティア団体、特定非営利活動法人等)や、地域コミュニティ活動団体(町内会、子ども会、PTA等)で、次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- ① 団体の構成員が5人以上であること
- ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 主たる活動地域が八戸市内であること
- ④ 直近3か年分の法人の法人市民税・固定資産税・軽自動車税を滞納していない こと(任意団体の場合は、代表者の市税の滞納状況を確認します。)
- ⑤ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること

※対象団体とする組織の区分については、「市民奨励金制度Q&A」の Q1(27ページ)を参考にしてください。



- 市民活動(NPO)や地域活動が活発になると、 どうなるの?
- ▲ 人々の生活様式や価値観が多様化する中、まちづくりのすべてを行政が担うことは難しい時代になっています。そのため、自らの手でまちづくりを行い、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の意識が重要となっています。

市民活動(NPO)や地域コミュニティ活動は、市民の自主的・自発的な活動であり、 その多くが公益的な活動です。このような活動が活発化し、多くの市民が参画する ことが自らの手で行うまちづくりに直結し、住民自治の充実につながるものと考え られます。

3 対象事業及び奨励金額

応募の対象となる事業は、不特定多数のものの利益の増進を目的として、**令和8年度中に自主的に行われる、地域課題の解決につながるまちづくり活動**で、次の3コース(①初動期支援コース・②若者支援コース・③まちづくり支援コース)のいずれかに該当するものとなります。**また、市内で行う事業が対象となります。**

※次のうち、1つでも該当する事業は、対象となりません。

- 営利のみを目的とする事業や、政治活動または宗教活動。
- 特定の市民への利益増進になってしまうと考えられる事業。
- ・ 公益性がなく、専ら会員の親睦や趣味的な活動を目的とする事業。
- 備品のみを購入する事業。

	① 初動期支援コース	② 若者支援コース	③ まちづくり支援コース
対象事業	団体を設立してから5年 以内の団体が行う 継続的 な事業	以下の条件を満たす団体が行う 継続的な事業 ・代表者が40歳以下・40歳以下の者が構成員の8割以上を占める団体	市民活動や地域活動の活性化に資する事業 (継続事業でも申請可能)
交付 条件	それぞれのコースにおいて、 1団体 につき、 2回まで 助成可能		1事業 につき、 3回まで 助成可能
奨励金額	各コースを通じて複数の企画提案 1 団体につき、20万円 以内 (対象経費の100%)		1団体につき、40万円 以内 (過去に企画提案団体へ交付した まちづくり支援コースの奨励金 の実績回数に応じた補助率 〇回 :対象経費の100% 1回 :対象経費の80% 2回以上:対象経費の60%)

◎ 奨励金は、これまで福祉活動、子育て支援、地域づくり、環境保全、防災・防犯など、多分野にわたって活用されており、その財源には、協働のまちづくり推進基金が活用されています。協働のまちづくり推進基金については32ページ、これまでの活用事業については33~37ページをご覧ください。

4 対象となる経費

- ・奨励金の対象となる経費は、対象事業を実施するために、直接必要と認められる経費で、 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支出される経費です。
 - ※奨励金交付前に終了する見込みの事業も応募可能です。

【対象経費の例】(○=対象となる経費、×=対象とならない経費、▲=注意が必要な経費)

項目	摘 要	①初動期	②若者	③まちづくり
謝礼	外部講師、協力者等の謝礼(金銭のみ)	0		
旅費	外部講師、協力者等の交通費や宿泊費 ※団体会員の視察旅費は対象となりません。		0	
消耗品費	文具や材料費		0	
印刷製本費	チラシやポスター(デザイン費を含む)、プログラム、報告書等の印刷経費		0	
通信運搬費	郵便等に要する経費		0	
広告料	新聞や SNS 等による広告経費		0	
手数料	振込手数料など		0	
保険料	ボランティア保険料など		0	
委託料	事業実施に必要で、団体会員の技術では対応できない作業業務の委託費(人件費を含む) ※事業企画や運営業務等の委託費は対象となりません。	0		
会場借上料	会場代(設備使用料を含む)		0	
賃借料	機器・機材、車両等の借上げ料	0		
備品購入費	事業実施に直接関わるもので、管理責任や管理体制が明確であり、次年度以降の継続的な事業実施につながるもの ※申請時には、見積書または購入価格の分かるものを参考資料として添付してください。 ※団体の経常的な運営や事務管理のための備品(パソコン・プリンター・書棚等)は対象となりません。	10万円以内 ※まちづくり支援コースにあって は、備品購入費の対象経費の額 が、備品購入費以外の対象経費 の合計額を上回らないこと		
アルバイト賃金	団体会員以外の者が事業実施に直接関わる 経費 ※団体の経常的な運営や事務管理のための アルバイト賃金は対象となりません。	※対象経費の 25%以内		
人件費	団体会員に対する人件費	×		
団体で負担すべき参加者および会員の飲食代 飲食費 ※事業実施に必要と認められる飲食費は対 象となります。				



- 領収証が無いもの、使途が不明なもの、団体の経常的な運営費など、交 付の対象としてふさわしくないと認められる経費は、奨励金の対象とな りません。
- 審査により、対象経費の一部が減額される場合があります。



<mark>~市民活動のサポートの拠点~</mark>

八戸市市民活動サポートセンター・ふれあいセンターわいぐ にぜひ登録を!



●助成金情報コーナー

わいぐに届く助成金情報のパン フレット等を随時掲示していま す。ホームページでも見ることが できます。



●市民活動情報コーナー

登録団体の紹介パンフレットや イベントチラシを掲示しており、 自分たちの活動を発信できます。 メーリングリストやホームペー ジでの発信も随時行っています。



Free Wi-Fi





●パソコンコーナー

案内文や総会資料などの作成、 ネット検索もできます。印刷は A3 まで可能。チラシも作成でき



打合せや作業スペースとして利用できます。大型モニターやノートパ ソコンもあり、オンライン会議も可能です。



詳しくはわいぐホームページ をご覧ください。

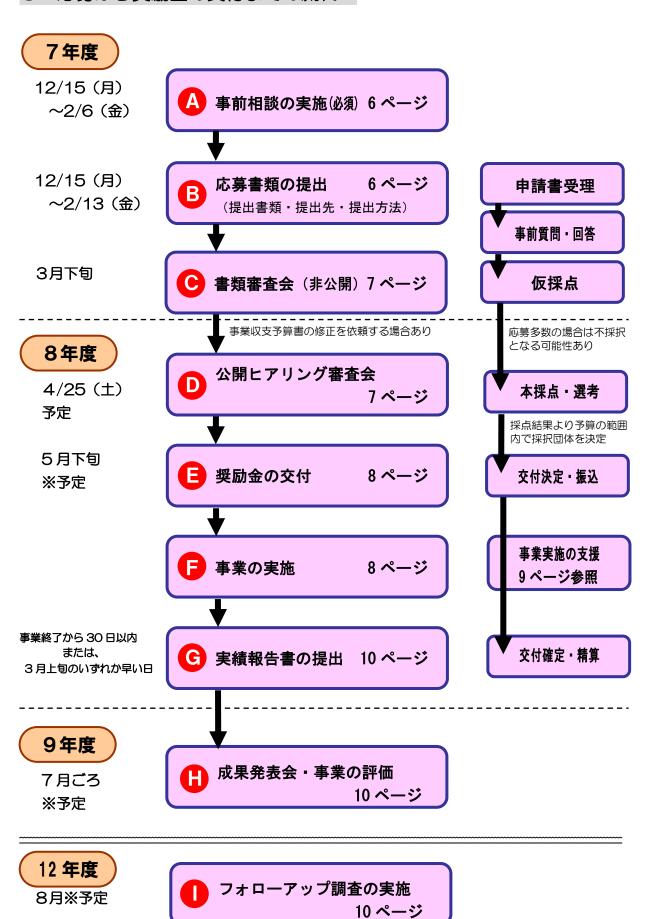


●ワークステーション 印刷機や紙折り機が有料で使え ます。

- ★わいぐは、まちづくり活動やボランティア活動などの市民活動を支援し、市民の多様な社会 活動への参加を促進するため、平成 14 年に開設され、八戸圏域の市民活動サポートの拠点 として、様々な事業に取り組んでいます。
- ★わいぐはどなたでも利用でき、ボランティアや市民活動に関する情報収集や相談をしていた だけますが、団体登録(無料)していただくことで、メーリングリストやホームページによ る情報発信など、さらに有効なサポートができます。
- ★特にイベントの周知など、わいぐに団体登録することで、本奨励金と合わせ一体的なサポー トができますので、未登録の団体におかれましては、可能な限り登録をお願いします。

八戸市市民活動サポートセンター・ふれあいセンターわいぐ TEL 0178-73-3311

5 応募から奨励金の交付までの流れ



- 5 -

A 事前相談の実施(必須)

■実施期間

令和7年12月15日(月)から令和8年2月6日(金)まで

■内 容

・作成段階の「企画提案書(第1号様式)、事業計画書(第2号様式)、事業収支予算書(第3号様式)」をもとに、市民連携推進課に事前相談をしてください。

※**応募される団体は、事前相談が必須となります**ので、ご留意ください。

企画案のご相談に随時応じますので、 お気軽にお問い合わせください。 平日の日中にご都合がつかない場合 も、当課までご相談ください。 (市民連携推進課 電話 43-9207)

B 応募書類の提出

■募集期間

令和7年12月15日(月)から令和8年2月13日(金)まで ※必着

■提出書類

- ① 企画提案書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 事業収支予算書(第3号様式)
- ④ 団体概要書(第4号様式)
- ⑤団体の定款、規約または会則
- ⑥ 団体構成員または役員の名簿
- ⑦ 団体のR7年度収支決算書(見込み可)
- ⑧ その他参考となる資料、市長が必要と 認める書類
- 提出書類の様式(第1号~第4号様式)は、市のホームページからダウンロードできます
- 提出書類を作成する際は、12 ページに記載の「応募書類 様式・記入のポイント」 を、ご参照ください。
- ・備品購入を計画している場合は、**見積書または購入価格の分かるものを添付**してく ださい。
- 提出された各種応募書類等の内容(個人情報を除く)は、審査委員に提供しますので、ご協力をお願いします。

■提出先

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ **T**031-8686

八戸市内丸一丁目1番1号(本館4階) 電話 0178-43-9207(直通) 0178-43-2111(内線2115、2119)

E-mail: renkei@city.hachinohe.aomori.ip

■提出方法

- 上記の提出先へ、持参、郵送、メールいずれかで提出してください。
- 持参する場合、平日の午前8時15分から午後5時00分までに提出してください。
- ・郵送する場合及びメールの場合は、募集期間の最終日の必着です。

C 書類審查会(非公開) ··· 令和8年3月下旬

■内容

- ・ 応募いただいた事業内容やスケジュール、収支予算の内容を確認するため、3月下旬頃、非公開の書類審査会を行います。
- ・書類審査会に先立ち、応募団体に対し、**事業内容等に関する質問票を送りますので、** 回答くださるようお願いします。(2月下旬から3月上旬頃)
- 応募書類と事前質問への回答を踏まえ、書類審査を行います。
- ・審査は、有識者等の市民で構成する「八戸市協働のまちづくり推進委員会」が審査委員となり、8ページの審査基準を踏まえ、総合的に審査します。
- ・ 応募のあった奨励金交付希望額の合計が予算の範囲内である場合は、書類審査では選 考せず、すべての団体に「D 公開ヒアリング審査会」に出席していただきます。
- 予算を超える多数の応募があった場合は、書類審査の段階で選考を行い、採点の順位 等を踏まえて不採択とする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・事業計画に対し適切な収支予算になるよう、「D公開ヒアリング審査会」に向け、事業 収支予算書の修正を依頼する場合があります。

D 公開ヒアリング審査会 ·・・・ 令和8年4月25日(土)※予定

■内容

- ・応募事業について、団体からプレゼンテーションをしていただいたあと、審査委員より事業内容について、公開でヒアリング(質疑応答等)します。
- ・応募団体は、必ず出席してください。
- 公開ですので、一般観覧者がいるほか、他団体の審査を傍聴することもできます。
- ・審査は、応募書類や事前質問への回答、プレゼンテーションやヒアリングの内容を踏まえ、審査基準に照らし、総合的に審査します。
- 審査結果については、後日文書により通知します。

■審査方法

- ・上記審査結果をもとに、各コース 30 点満点(5つの審査基準ごとに5点満点 <u>※公益</u> 性は 10 点満点)で採点します。
- ・審査は、初動期支援コース・若者支援コースと、まちづくり支援コースの2つの区分に分けて行います。
- ・審査基準「公益性」の獲得平均点(選考員による評価点数のうち最高得点と最低得点を除いた点数の合計の平均点)が7割(7.0点)以上であり、各審査基準の獲得平均点の合計が概ね7割(21.0点)以上の対象事業のうち、点数の高い順に予算の範囲内で交付対象事業候補として選定します。

≪まちづくり支援コースの加算措置≫

- ① 過去に当該団体へ交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じて点数を加算します。(過去の実績回数が少ないほど加算点が高い。)
- ② 応募事業の新規・拡充の度合いに応じて点数を加算します。(新規の事業や、事業の規模や範囲を拡充して実施するものであるほど加算点が高い。これまでとほぼ同様

【審査基準】 以下の観点から、八戸市協働のまちづくり推進委員会で審査します。

審査基準 ① : 10 点満点 ②~⑥ : 5 点満点	初動期支援コース	若者支援コース	まちづくり支援コース
①公益性	事業の効果の対象が特定の個人や団体に限定されておらず、多くの市民の利益につながる事業であるか ※地域コミュニティ活動団体の実施事業については、当該地域コミュニティ内の多くの住民の利益につながる事業であるか		
②有効性	地域の課題や市民ニーズを的確に捉え、課題解決やニーズを満たすことで、地域社会に貢献が期待できる事業であるか		
③実現性	スケジュール、予算及び実施体制が具体的かつ現実的であるか		
④将来性	団体の継続的な活動につながることが期待できる 助成のみに頼らず、 事業であるか の更なる発展が期待で る事業であるか		
⑤協働性	⑤協働性 NPO、ボランテー間企業、大学等と協働する内容が約れているか		
⑥自発性	事業に取り組む姿勢に熱えるか	意や意気込みが感じられ	

E 奨励金の交付 ・・・・ 令和8年5月下旬

採択された団体には、別途、奨励金交付申請書や請求書等を提出していただきます。

F 事業の実施 ・・・ 令和8年度内

■事業実施にあたっての留意事項

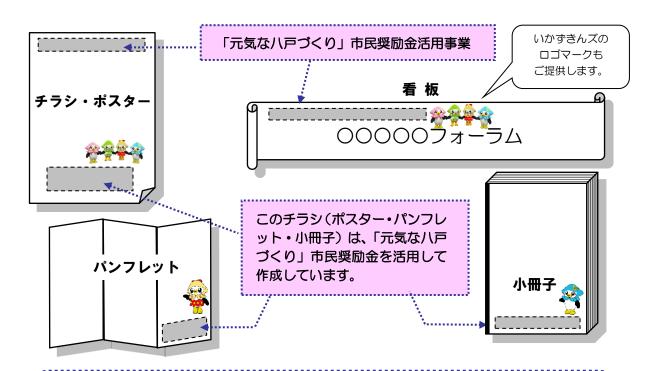
- 奨励金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- 交付決定後、事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、 速やかに市民連携推進課(電話:43-9207)まで、ご連絡ください。
- 事業実施にあたり、下記の点にご留意ください。
 - ① 適正な予算執行(物品等の購入における速やかな支出、領収証等の支払いに 関する書類の保管)に努めてください。
 - ② 活動の記録(写真・チラシ・新聞記事等)を残すようにしてください。
- 事業の実施状況について、10月末現在での状況報告書をご提出いただくほか、 随時、見学や聞き取りをさせていただくことがあります。
- ・虚偽の申請があった場合等には、奨励金の交付を取り消す場合があります。

交付団体には、事業実施前に改めて留意事項を説明いたします。

■「元気な八戸づくり」市民奨励金のPR

- ・事業実施にあたり、本奨励金を活用した事業であることを、チラシ等の印刷物、看板や 成果物などに明記し、公表およびPRしてください。(下記参照)
- ・この表示は、市が公益的な事業と認定し、助成金により事業実施を奨励しているという 意味がありますので、チラシ等を作成する場合には目立つように表示してください。

「元気な八戸づくり」市民奨励金のPR(例)



市民連携推進課では事業の実施を応援します!



- ・ 奨励金交付後も、事業実施に際しての困りごと等、いつでもご相談に応じます。
- SNSへの掲載や関係団体への周知など、イベントの周知にできるかぎりご協力します。
- ・事業を取材し、市ホームページや広報はちのへで紹介するなど、**団体の活動をPR**します。

≪相談関係≫

■応募時の書類作成のアドバイス、事業実施にあたっての相談、チラシの校正・チェック

≪周知関係≫

- ■市民連携推進課SNS(ハチカフェ)、市公式SNSによる周知、 市民連携推進課から公共施設への周知依頼
- ■わいぐを通した情報提供・情報発信(登録必要)
 - ・わいぐメーリングリストへの周知依頼
 - わいぐホームページ・SNSへの掲載依頼

≪活動PR関係≫

■市ホームページへの取材記事の掲載、「広報はちのへ」への記事の掲載

≪団体同士の交流≫

■活動成果発表会後の交流会の開催



G 実績報告書の提出

対象となる事業が終了してから30日、もしくは令和9年3月上旬(交付団体へ別途 **通知)のいずれか早い日まで**に、下記の書類を持参または郵送、メールにより、提出し ていただきます。

- ①実績報告書
- ②事業記録報告書
- ③事業収支決算書 ※事業にかかる経費についての領収証を添付
- ④団体の収支決算(見込み)書
- ⑤事業の様子がわかる資料(写真、新聞記事、チラシ、アンケート等)

- 事業終了後、協働のまちづくり推進委員会の委員や市民の皆さんを交え、事業の成果 や反省点等を紹介していただく活動成果発表会を公開で開催します。
- 提出いただいた実績報告書と活動成果発表会の発表をもとに、協働のまちづくり推進 委員会が事業を評価します。
- 日程については、事業実施の翌年度(令和9年度)を予定しております。
- 交付団体には、交付事業の成果や反省点、今後の事業実施の見通しなどを発表してい ただきますので、ご協力をお願いします。





★交流会の実施(予定)

活動成果発表会終了後、令和8年度の交付団体のほか、先輩団体・後輩団体、審査委 員(協働のまちづくり推進委員会)、わいぐスタッフ、市職員を交えた交流会を予定し ています!

フォローアップ調査の実施

・・・ 令和 12 年 8 月頃 ※予定

• 奨励金交付事業の終了後、3年経過した団体を対象に、現在の奨励金交付事業の実施 状況や今後の見通し、奨励金活用による効果などのフォローアップ調査を実施します ので、ご協力をお願いします。



◆ 応募書類 様式・記入のポイント・・・・ 12 ページ

第1号様式:企画提案書

第2号様式:事業計画書

第3号様式:事業収支予算書

第4号様式:団体概要書

◆ 市民奨励金制度Q&A · · · · · · · · 27ページ

◆ 過去5年分の奨励金交付事業(R3~7) · · · · · 33ページ

◆ 実施要領 ・・・・・・・・・・ 38 ページ

※応募書類(様式)は、市のホームページからダウンロードすることができます。どうぞご活用ください。

◆市ホームページ

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shiminrenkeisuishinka/kyodonomachizukuri/2/3073.html

応募書類(様式)はこちらから →

市ホームページトップ

💪 暮らし・手続き

💪 協働のまちづくり

4 現在の事業

💪 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度

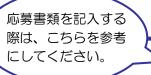
💪 要領及び関係書類

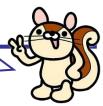


応募書類 様式・記入のポイント

別記

第1号様式(第5条関係)





「元気な八戸づくり」市民奨励金 企画提案書

令和8年 2月 1日

(あて先) 八戸市長

提案者 団 体 所 在 地 八戸市根城○丁目△番□号

団 体 名 まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」

代表者職氏名 代表 八戸太郎

(担当者) 職氏名 事務局長 八戸 元気

> **T**031-XXXX 連絡先 住所

> > 八戸市売市〇丁目△番口号 アパートX

 $71 - \times \times \times \times$ Tel

 $71 - \times \times \times \times$ FAX

genki-8nohe@~.ne.jp mail

R7.4.1から R8.3.31 までの期間で記入。 令和●年度「元気な八戸づくり」市民奨励金制度に次で (準備期間や、報告書作成期間も含む。)

1	奨励金の種別	初動期支援コース・若者支援コース ※提案するコースに〇をつけてください。	援コープ	
2	事業名	元気まちづくりフォーラム開催 事業		
3	事業実施期間	令和8年4月1日から令和8年11月30日まで		
4	総事業費 (奨励金対象外経費を含む)	励金対象経費以外も含めた事業費 ·····・ 210,0(計額を記入してください。	ООН	
5	奨励金交付希望額	160, 00	00円	
6	提出書類	 (1) 事業計画書(第2号様式) (2) 事業収支予算書(第3号様式) (3) 団体概要書(第4号様式) (4) 団体の規約・会則、名簿、収支決算書 (5) その他必要書類 		

事業計画書には、**今回、応募する事業の計画を記入**してください。 ※貴団体の事業計画(全体)ではありませんので、ご注意ください。



第2号様式(第5条関係)

業計画書 事

<u> </u>			
団 体 名	まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」		
事業の名称	元気まちづくりフォーラム開催 事業		
事業の目的 (現状の課題や問題 点など、この事業 に取り組もうとせ たきっかけや理ま を踏まえて事業 施の目的を記入) 【審査の視点: 公益性・有効 性・自発性】	(現状の課題や問題点) ・解決したい課題(現状)や背景 ・この事業に取り組むことになった きっかけは何ですか? きっかけ、課題(現状)を踏まえ、 事業実施することでどのような状態 を目指すかを記入してください。		
事業の内容 (どのような人のた めに、どのような 内容・方法等で実 施するか記入)	※より分かりやすく内容を伝えるために、 次のポイントを中心に、記入してください。 口どのような人のために 口いつ 口どこで 口どんなことを 口どうやって 目的を達成するための内容、手法として 矛盾がないか留意してください。		
【審査の視点: 公益性・実現 性・協働性】	 (新規または拡充して取り組む内容)※まちづくり支援コースのみ 		
事業実施により 期待される効果	・・・・ 各項目には「審査の視点」が書いてあります。(P8 参照) 各項目の審査のポイントを意識して記入してください。		
(この事業実施によって、市民や地域に対してどのような効果が期待されるかを具体的に記入)			
【審査の視点: 有効性】			

※その他提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

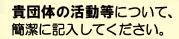
事業計画書

	日程(時期)	実施内容	
	4月上旬	フォーラム会場の確保、担当者打合せ 広報 HP 作成	
	5月	元気まちづくりフォーラム開催に向けて、〇〇大学 〇 〇 〇〇氏と企画打合せ(公民館にて) 広報チラシ・ポスター作成、印刷発注	
事 業 の スケジュール	6月下旬	まちづくり勉強会の実施	
(準備作業から終了 後の報告などまで、	7月	出演者・参加者説明会 チラシ・ポスターの配布	
可能な範囲で具体 的に時系列で記入) 【審査の視点:	8月26日	元気まちづくりフォーラム開催 ・対象者:まちづくり関係団体、一般市民 ・場 所:八戸ポータルミュージアムはっち はっちひろば	
実現性】	0.	・内容:元気な八戸を考えるフォーラム	
	9月	参加者アンケートの集計、各種支払等	
	10月	会議(参加者による振り返り)	
	11月	報告書提出	
		にあたって、他の団体(NPO やボランティア、民間企業、大学など)と カして取り組む場合は、その団体の名称を記入してください。	
協働事業者の有無	(いずれかを○で囲	んでください)	
【審査の視点: 協働性】	あり	_{美者名} ○○大学 ○○ ○○氏)・ なし	
事業に対する	(いずれかを○で囲	んでください)	
他の助成金等の 有無 ▼ ···	,,,,,,	☆金等名). なし	
来年度以降の事業の展開・事業実施後の見通し	ての補助制度の名称を記入し(くにさい。 ただし、ハロホの他の補助令と併用することはできません。		
対してどのような 効果が期待できる かを具体的に記入)			
【審査の視点: 将来性】			

事 業 収 支 予 算 書

		区 分	予算額	【過去にまちづくり支援コースの実績が1回ある
	市	愛励金	160,000円	場合の例】 対象経費 200,000 円×0.8=160,000 円
	他の	団体等の助成金	円	「初動期支援コース」及び「若者支援コース」は
収	会費	型収入 団体会員からの 会費	円	20 万円以内(奨励金対象経費の 100%)、 「まちづくり支援コース」は 40 万円以内(過去に
入の	事業	参加者からの 終収入 参加費、売上等	円	企画提案団体へ交付したまちづくり支援コース の奨励金の実績回数に応じた補助率
部	寄作	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円	O回 :対象経費の100% 1回 :対象経費の80%
	団(本負担金	50,000円	2回以上:対象経費の 60%)となります。
	1/2	又入総額	210,000 円	(1,000 円未満切り捨てで記入してください。)
		消耗品費	21,000円	資料用用紙、インク、封筒等
		印刷製本費	94,000円	チラシ作成 2,000 枚
	奨	会場使用料	15,000円	はっちひろば 9,770 円、他器具等
	励	謝礼	20,000円	講師1名
	金対	通信運搬費	20,000円	チラシ送付用、連絡用切手代
	象	看板作成費	30,000円	フォーラム用
支	経	収入の合計と	4	
出の	費	支出の合計が 同じ金額にな		
部		名ります。	日	・ を記入してください。
		奨励金対象経費計	200,000 円	
	奨励	飲食費	10,000円	会議用お茶、茶菓子代
			円	
	金対象外経費		円	
	栓費	奨励金対象外経費計	10,000円	
	支	艺 出 総 額	210,000 円	(奨励金対象経費)+(奨励金対象外経費)

※今回企画提案する事業に関係する経費(希望する市奨励金を含む)のみ記入してください。



第4号様式(第5条関係)

	団 体 概 要 書
団体名	まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」 事務局担当者または 代表者の住所を記入。
主たる事務所の所在地	 〒 O39-XXXX 八戸市根城●丁目○一○ 電 話 22-XXXX Fax 22-XXXX 格がある場合は取得月日も記入)。
設立年月日	令和 元 年 6 月 1 日 (★ 年 月 日法人化)
設立目的 (100 字以内)	定款・会則等に定められた団体の目的を 100 字以内 に要約して記入。
主な 活動内容 (100 字以内)	団体の活動内容を簡潔に(箇条書き等で)記入。
主な 活動場所	団体事務所(八戸市根城) 根城地域 (公民館、児童館ほが) 監事・監査も
構成員	会員数 (社員数) 15 人 役員数 7 人 含めて記入。 (会員以外にボランティア 人が協力)
予算•	今年度予算額 280,000 円 ▲・・ 8年度予算額を記入。(本奨励金含む)
決算規模	前年度決算額 190,000 円、(※活動実績がある場合のみ記入)
団体に対す る他の補助 金の有無	有・無 ※有の場合、具体的に 7年度決算額(未確定の 場合は、見込み額)を記入。
これまでの 活動の経 緯・実績	(時系列で箇条書き) ・貴団体にとって大きな成果が出た事業など主な活動実績を記入 例) R元年 6月 まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」設立 元年 7月~ 毎月 1 回勉強会を開催(場所:根城公民館) 2年 7月 まちづくりボランティア研修会開催(参加者30名) ・ ・
その他PR したいこと	団体の活動 PR やこれまで活動しての成果、今後取り組んでみたいことなどを記入してください。

※団体の規約・会則、名簿(構成員または役員)、予算書、直近の決算書を添付してください。 ※団体の活動を紹介するパンフレットなどがあれば添付してください。

【参考資料】 ※新たに団体収支決算書を作成する場合は、参考にしてください。

令和7年度 団 体 収 支 決 算 書(例)

(収入の部)

(北大ノベック目り)		
項目	金 額 (円)	内 訳
会費収入	90,000 円	年間 5,000 円×18 人
事業収入	70,000 円	勉強会参加者 参加料
助成金	円	
寄附金	円	
前年度繰越金	30,000 🖰	
収入総額	190,000 円	収入の合計と
(支出の部)		支出の合計が 同じ金額にな ります。
項目	金 額 (円)	内 訳
勉強会講師謝礼	120,000 円	1回10,000円×12回
勉強会経開催費	60,000 円	1回5,000円×12回
事務経費	10,000 円	
	円	
	円	
	円	
支出総額	190,000円	

※決算が確定していない場合は、「見込み」という形で提出してください。

【参考資料】 ※新たに会員名簿を作成する場合は、参考にしてください。

会 員 名 簿 (例)

No.	役 職	氏 名	備考
1	会 長	八戸 太郎	
2	副会長	無島 菊乃	
3	事務局長	八戸 元気	
4	会 計	種差 芝男	
5	監査	縄文 国美	
6	***	•••	
7		***********	
8			D規約などに規定されている役員名等を
9		記入し	てください。住所や連絡先は不要です。
10			

別記

第1号様式(第5条関係)

記載例①

「元気な八戸づくり」市民奨励金 企画提案書

令和 8年 2月 1日

(あて先) 八戸市長

提案者 団体所在地 八戸市〇〇町〇丁目×-××

団 体 名 八戸を盛り上げる会

代表者職氏名 代表 八戸 元気

(担当者) 職氏名 事務局長 ●● ○○

連絡先 住所 **〒O31-XXXX**

八戸市▲▲町○丁目×一××

Tel 090-XXXX-XXXX

FAX なし

mail hachi_mori2@******.jp

令和7年度「元気な八戸づくり」市民奨励金制度に次のとおり企画提案します。

1 奨励金の種別	初動期支援コース・若者支援コース・まちづくり支援コース ※提案するコースに〇をつけてください。
2 事業名	多世代交流で八戸を盛り上げよう事業
3 事業実施期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
4 総事業費 (奨励金対象外経費を含む)	326,000 円
5 奨励金交付希望額	310,000 円
6 提出書類	 (1) 事業計画書(第2号様式) (2) 事業収支予算書(第3号様式) (3) 団体概要書(第4号様式) (4) 団体の規約・会則、名簿、収支決算書 (5) その他必要書類

事業計画書

団 体 名	八戸を盛り上げる会
事業の名称	多世代交流で八戸を盛り上げよう事業
事業の目的 (現状の課題や問題 点など、これの事業になり組むうと理理になり組むけたきのででででででででである。) 【審査の視点: 公益性・自発性】	(現状の課題や問題点) コロナ禍や高齢化、会員減少などで、活動が停滞している団体が散見され、その多くはシニア世代が中心の組織である。また、若い世代の活動が増えてきているものの、地域とのつながりを持つきっかけがなく、活動の広報をはじめ市民の理解を得るのに苦労している。 (事業を取り組むきっかけや理由及び事業実施の目的) ○○研修会に参加した際、若い世代やシニア世代などの多世代交流により、地域や商店街が盛り上がっているという○○市の成功事例を聞き、八戸市においても同様のことができないかと考えた。そのため、様々なテーマで多世代が参加できる交流会(ワークショップや情報交換会)を複数回開催し、交流を重ねることで、様々な団体間で協力しながら活動する機運を醸成したい。
事業の内容 (どのような人のために、どのような 内容・方法等で実施するか記入) 【審査の視点: 公益性・実現性・ 協働性】	・若い世代やシニア世代などの多世代が自由に交流できるイベントを、中心街(はっちなど)の施設において、年3回程度実施する。 ・多くの視点から企画を考案したいため、市民活動サポートセンターを通して、一緒に企画・運営できる団体を募り、実行委員会を組織する。 ・実行委員会において、年間スケジュールや交流会の企画、周知方法を協議し、広く市民に情報が行きわたるようにする。 ・1回の参加人数は50人ほどを予定。グループワーク形式を基本とし、企画に応じてゲストスピーカーを招聘する。 ・交流会において、団体や地域の長所(資源)、あるいは困りごとを共有し、どのような協力・支援が可能か話し合う。 ・当事業の中で生まれた効果や事例をまとめ、広く報告する。 (新規または拡充して取り組む内容)※まちづくり支援コースのみ 当団体では、これまで自主的に観光ガイドなどをしてきたが、今回のような交流会の開催等は初めての取組である。
事業実施により 期待される効果 (この事業実施によって、市民や地域に対してどのような効果が期待できるかを具体的に記入) 【審査の視点: 有効性】	 多世代がお互いの活動のきっかけや役割、困りごとなどを知ることで、相互理解や信頼関係が生まれ、協力して活動しようという気持ちが芽生える。 具体的にどのような協力が生まれるか、やってみないと分からないが、様々な世代の団体・多岐にわたる活動内容の団体、それぞれが自分たちの長所を困っている団体の支援にどう生かせるか、また、市民一人ひとりが自分たちに何ができるかを考えるきっかけとなることを期待する。

※その他提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

事業計画書

		ずれ
	日程(時期)	実施内容
	4月	・団体内での運営方針をまとめる
	5月	・市民活動サポートセンターと協議し、登録団体への
		協力を依頼
	6月	・実行委員会を組織。年間企画・第1回交流会の協議
	7.0	・会場予約、チラシ作成(配布先の検討含む)
事業の	7月	・第1回交流会の参加者募集
スケジュール	8月下旬	第1回交流会の開催、第2回交流会の企画協議
	9月	第2回交流会の参加者募集
(準備作業から終了 後の報告などまで、	0/3	
可能な範囲で具体	11月	・第2回交流会の開催、第3回交流会の企画協議
的に時系列で記入)	12月	・第3回交流会の参加者募集
 【審査の視点:		
実現性】	1月下旬	・第3回交流会の開催
	2月	・参加者アンケート集計、次年度実施方針の協議
		・活動報告(公表用)の作成
	3月	• 実績報告書の提出
	0/3	
協働事業者の有無	(いずれかを○で囲ん	·でください)
【審査の視点:	あり(事業者名	市民活動サポートセンター)・なし
協働性】	37	
事業に対する	(いずれかを○で囲ん	(でください)
他の助成金等の	あり(助	_{成金等名}) · (なし)
有無 	・会後と去事業な	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
来年度以降の事業の展問・東業	くの市民に多せ	せ代交流を体験してほしい。
業の展開・事業 実施後の見通し	↓・奨励金が無い場の徴収も検討し	場合も想定し、費用を捻出するため、企業協賛や参加費 っていく。
(この事業実施によ	・参加費を徴収す	する場合でも、大学等の学生や高校生以下の生徒につい
って、市民や地域に	診していく。	るほか、授業やゼミの一環で参加や見学ができないか打
対してどのような 効果が期待できる		まちづくりに関心を持ってもらえるよう、グループワー Eを工夫するほか、市や報道機関などにも積極的に協力
かを具体的に記入)	を依頼していく	
 【審査の視点:		
将来性】		

事業収支予算書

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	区 分	予算額	内 訳		
市奨励金		310,000円	対象経費計×100%(実績 0 回)		
他の	の団体等の助成金	円			
会費		円			
事業収入		円			
寄作	十金	円			
団体	本負担金	16,000円			
Ц	又 入 総 額	326,000円	*市奨励金を含む収入総額		
	謝礼	90,000円	ゲストスピーカー謝礼@10,000 円×6 人 当日ボランティア謝礼@2,000 円×15 人		
	消耗品費	10,000円	グループワーク等での文房具		
奨励	印刷製本費	60,000円	チラシ印刷代 6,000 枚 (用紙代込み)		
	通信運搬費	20,000円	関係機関への郵送代		
対	保険料	10,000円	ボランティア保険		
象 経	会場代	120,000円	はっちひろば 3 回分 交流会会場		
費		円			
		円			
		円			
	奨励金対象経費計	310,000円			
奨	飲食費	16,000円	実行委員会、交流会でのお茶菓子代		
励金対象外経費		円			
		円			
	奨励金対象外経費計	16,000円			
3	支 出 総 額	326,000円	(奨励金対象経費)+(奨励金対象外経費)		
	他 会 事 寄 団 奨 励 金 対 象 経 費 奨励金対象外経費	市奨励金 他の団体等の助成金 会費収入 事業収入 寄付金 団体負担金 収入 総額	市奨励金 310,000 円 他の団体等の助成金 円 会費収入 円 事業収入 円 寄付金 円 団体負担金 16,000 円 収 入 総 額 326,000 円 消耗品費 10,000 円 印刷製本費 60,000 円 印刷製本費 60,000 円 年 保険料 10,000 円 保険料 10,000 円 円 円 関動金対象経費計 310,000 円 円 関動金対象経費計 310,000 円 円 関助金対象経費計 310,000 円 円 関助金対象経費計 16,000 円 円 関助金対象外経費計 16,000 円 円 関 関助金対象外経費計 16,000 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		

[※]今回企画提案する事業に関係する経費(希望する市奨励金を含む)のみ記入してください。

別記 第1号様式(第5条関係)



「元気な八戸づくり」市民奨励金 企画提案書

令和 8年 2月 1日

(あて先) 八戸市長

提案者 団体所在地 八戸市〇〇町〇丁目×-××

団 体 名 〇〇町町内会

代表者職氏名 会長 〇〇 〇〇

(担当者) 職氏名 事務局長 ●● ○○

連絡先 住所 **〒O31-XXXX**

八戸市▲▲町○丁目×一××

Tel 090-XXXX-XXXX

FAX なし

mail ****@******ip

令和7年度「元気な八戸づくり」市民奨励金制度に次のとおり企画提案します。

1 奨励金の種別	初動期支援コース・若者支援コース・まちづくり支援コース ※提案するコースに〇をつけてください。
2 事業名	〇〇町防犯ライトアップキャンペーン 事業
3 事業実施期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
4 総事業費 (奨励金対象外経費を含む)	480,000 円
5 奨励金交付希望額	320,000 円
6 提出書類	 (1) 事業計画書(第2号様式) (2) 事業収支予算書(第3号様式) (3) 団体概要書(第4号様式) (4) 団体の規約・会則、名簿、収支決算書 (5) その他必要書類

事業計画書

団 体 名	〇〇町町内会
事業の名称	〇〇町防犯ライトアップキャンペーン
事業の目的 (現状の課題や問題 点など、これの事業に取り組むける事業との に取り組むける事業と たきでいまされる。 を踏まえかとでいます。 「審査の視点: 公益性・有効 性・自発性】	(現状の課題や問題点) 当町内会では、コロナ禍以来、住民が交流する機会が減っているほか、新しく住民となった若い世代へのアプローチができていない。また、町内には夜になると暗いと感じる場所があり、地域の会合でも〇〇公園や〇〇バス停の付近が暗いと心配の声があがっている。 (事業を取り組むきっかけや理由及び事業実施の目的) 地域住民の交流を促したいと考えたときに、クリスマスの時期にライトアップしているお宅の様子が目にとまった。冬はどうしても住民の活動が少なくなるので、住民みんなで作業し、若い世代にも参加してもらえれば地域に愛着を持ってもらえると考えた。また、ライトやイルミネーションで照らすことで、暗くて防犯上危険な場所も照らすことができ、地域の安全・安心につながると考えた。
事業の内容 (どのような人のために、どのような内容・方法等で実施するか記入) 【審査の視点: 公益性・実現性・	・ライトアップする場所をいくつか選定し、許可を取るべき関係機関に打診する。 ・七夕、ハロウィーン、クリスマスの時期に合わせ、地域住民でライトやイルミネーションの設置や飾りつけを行う。 ・町内の回覧板のほか、小中学校や子ども会へ周知の協力を依頼する。・ライトやイルミネーションの設置などを業務としている事業者に協力を仰ぎ、技術指導などをしてもらう。 ・イルミネーションの設置と飾りつけの2班に分かれて作業をする。・飾りつけのパーツなどは、事前に集会所に集まり作成しておく。・ハロウィーンやクリスマスでは、関連するイベントができないか検討する。 ・住民にたくさん写真を撮ってもらい、広く SNS で紹介してもらう。 (新規または拡充して取り組む内容)※まちづくり支援コースのみ
協働性】	当町内会では、住民がだれでも参加できるイベントはコロナ禍以来実施できておらず、また、ライトアップは初めての取組である。
事業実施により 期待される効果 (この事業実施によって、市民や地域に 対してどのような 効果が期待できる かを具体的に記入) 【審査の視点:	・ライトやイルミネーションの設置や飾りつけを通して、住民の笑顔が見られ、地域が明るくなり、防犯の一助になることを期待する。 ・町内会と若い世代との交流のきっかけになればと思う。
有効性】	光さ. 珊િかってためい女女しかる次似からがなわげ活仕してください

※その他提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

事 業 計 画 書

		ず 木 川 凹 盲
	日程(時期)	実施内容
	1月(応募前)	・ライトアップする場所の決定
		・許可をとる相手先の確認・打診
	4月	• 町内会総会での決議
	5月	・業者への技術指導依頼
事業の		・チラシ作成(年間)
まった。 スケジュール	6月	・ライト・イルミネーションの購入
7,724 70		・町内会、学校への周知
(準備作業から終了	7月	・飾りつけのパーツの作成
後の報告などまで、		七タライトアップの実施(8月まで)
可能な範囲で具体的に時系列で記入)		
	8月	飾りつけのパーツの作成
【審査の視点:	9月	・ハロウィーンライトアップの実施(10 月まで)
実現性】		
	11月	・飾りつけパーツの作成
	12月	・クリスマスライトアップの実施(2 月まで)
	1月	・防犯効果の検証(地域住民への聞き取り)
	28	中生や仕事の担心
	3月	・実績報告書の提出
協働事業者の有無	(いずれかを○で囲ん	vでください)
【審査の視点:	あり(事業者名	〇〇子ども会、〇〇児童館)・なし
協働性】		
事業に対する	(いずれかを○で囲ん	,でください)
他の助成金等の	あり (助	_{成金等名}) · (なし)
有無	。今悠と七声翌年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
来年度以降の事	で、多くの住民	民の目にとまり、参加者が増えていくものと思う。でき
業の展開・事業 実施後の見通し	れば地域の魅力	っにつなげていきたい。
天旭後の光過じ	• 光の強いフイト の効果が得られ	、や防犯カメラのようなものが設置できれば、より防犯しると思う。
(この事業実施によって、市民や地域に	小さな子どもた	らだけでなく、大学等の学生や高校生にも積極的に参
対してどのような	加してもらいだ 要素を取り入れ	Eいので、学生や高校生にも話を聞きながら、アートの lるなど工夫していく。
効果が期待できる かを具体的に記入)	多くの住民に関	馴心を持ってもらえるよう、市や報道機関などにも積極
ルで 条件明に記入)	的に協力を依頼	見していて。
【審査の視点:		
将来性】		

事 業 収 支 予 算 書

区 分		予算額	内 訳	
	市奨励金		320,000円	対象経費計×80%(実績1回)
	他の団体等の助成金		円	
収	会費収入		円	
入の	事業		円	
部	寄作	·····································	60,000円	〇〇会社、〇〇子ども会
	団亿	本負担金	100,000円	町内会会計
	Ц	又 入 総 額	480,000円	*市奨励金を含む収入総額
		謝化	60,000円	ライト・イルミネーション等取り付けの 技術指導@20,000円×3回
	奨励。	消耗品費	150,000円	飾りつけの材料・文房具 ホッカイロ、軍手、工具など 熱中症対策(ヒヤロンなど)
		印刷製本費	10,000円	チラシ印刷代 1,000 枚 (用紙代込み)
	金対	通信運搬費	10,000円	関係機関への郵送代
	象	保険料	10,000円	イベント保険
支出	経費	備品購入費	100,000円	イルミネーション用 LED ライト (10 万円まで)
の部	, A	賃借料	60,000円	ライト・イルミネーション関連パーツ (レンタル)
lα			円	
		奨励金対象経費計	400,000円	
	奨	飲食費	30,000円	参加者のお茶菓子代
	奨励金対象外経費	備品購入費	50,000円	イルミネーション用 LED ライト (10 万円超)
	外経		円	
	費	奨励金対象外経費計	80,000円	
	支出総額		480,000円	(奨励金対象経費)+(奨励金対象外経費)

[※]今回企画提案する事業に関係する経費(希望する市奨励金を含む)のみ記入してください。



「元気なハ戸づくり」 市民奨励金制度 Q&A

■対象団体について

- 対象団体(市民活動団体・地域コミュニティ活動団体)について具体的に知りたい。
- Α 対象および対象外の団体の主なものは、以下のとおりです。

組織の区分	対象	備 考
市民活動団体	0	
NPO 法人	0	
一般社団・財団法人	×	制度的に存立基盤が確立されている団体であるため
公益社団・財団法人	×	11
中間法人(労働組合、生活協同組	×	11
合、農業協同組合、商工組合など)	^	77
同好会•互助団体	Δ	共益的な団体であるため ※公益的な活動の場合は〇
町内会・自治会	0	ただし、親睦事業は対象外
連合町内会・まちづくり協議会	0	11
PTA・子ども会・老人クラブ	0	11
民生委員・児童委員協議会	×	法定組織であるため対象外

その他、地域の各種団体については、NPO 法人の要件および方針を踏まえ、随時、 判断いたしますので、お気軽に市民連携推進課へご相談ください。

【参考】NPO法人の要件

(1)活動の要件:特定非営利活動促進法で定める20のいずれかの活動に該当する活動

であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること(公益)

を目的とする活動

(2)組織の要件:・営利を目的としないこと

(主なもの) ・宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと

・暴力団の統制の下にある団体でないこと

• 社員の資格の得喪に関して不当に条件を付さないこと

Q2 実行委員会でも申請できますか?

また、実行委員会を新たに立ち上げた場合、初動期支援コースに申請できますか?

対象団体や対象事業の要件を満たしていれば、申請可能になります。 Α

なお、対象事業については、奨励金が交付された年度以降も、継続的に行われる予 **定の事業**であることが条件になります。

Q3 初動期支援コースで、団体を設立して5年以内とは、法人格を取得してから 5年以内も対象になりますか?

A 初動期支援コースは、活動の初動期における支援という観点から、新たに団体を設立してから5年以内の団体を対象としているものです。活動を継続している団体の名称が変わったり、発展的に法人格を取得した場合は、団体名称が変更する前の団体、または、法人格を取得する前の団体を設立した時点から5年以内となります。

令和8年度は**令和3年4月1日から令和8年2月6日(事前相談締切り日)まで** の間に設立した団体が対象になります。

Q4 「主たる活動地域が八戸市内であること」という応募団体の要件がありますが、 全県的に活動している団体の場合はどうなりますか?

A 全県的に活動している団体で、八戸市でも定期的に活動している団体であれば、 たとえ他市での活動が多い場合でも、応募できます。 なお、奨励金の交付対象は、市内で行う事業です。

■対象事業について

Q5 4月1日に事業に着手し、奨励金の交付がある5月に終了する予定の事業を 考えています。この場合、応募することは可能ですか?

A 令和8年度中(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)に実施される事業が対象となりますので、奨励金の交付前に終了している事業や着手済みの事業も応募することができます。なお、完了した事業及び着手済みの事業についても、ヒアリング審査の対象となります。また、交付決定前に完了した事業の場合は、交付決定後、速やかに実績報告を提出していただく必要があります。

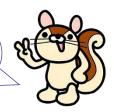
Q6 同一事業に、市の別の補助金が入っている場合は、対象となりますか?

A 市の二重補助となるため、対象となりません。ただし、団体の運営経費や交付対象 事業以外の事業に対する補助を受けている場合は、対象となる場合がありますので、 市民連携推進課へご相談ください。

Q7 事業を市内だけでなく、市外でも実施したいと考えています。この場合、 対象となりますか?

A 市内で行う事業が対象となりますので、原則として、市外で実施する場合は、対象となりません。

ご不明な点が ありましたら、 お気軽に ご相談ください。



■対象経費について

飲食費

Q8 講演会等の外部講師へのお茶代は、飲食費として計上できますか?

A できます。外部講師へのお茶代など、事業実施に必要と認められる経費が対象となり、参加者等への「おふるまい」やお茶などは対象となりません。

なお、熱中症対策として購入するドリンク類、塩飴、医薬品等は、補助対象となりますが、消耗品として扱います。

謝礼

Q9 助成の対象となる謝礼とは何でしょうか?

A 謝礼とは、活動実施にかかる外部講師・外部指導員等の個人に対し、金銭をもって、 その指導や協力に対する謝意を表す際に必要となる経費のことです。ただし、応募団 体または共催団体の役員や事務局職員に対する謝礼は、対象となりません。

Q10 会員への謝礼は対象経費になりますか?

A 会員への謝礼が、団体スタッフとしての活動であれば、人件費となり対象となりません。ただし、会員から会の活動以外の特殊技能などの提供を受けたことに対する謝礼などの場合(団体のスタッフとしての関わりでない場合)には、対象となる場合もありますので、市民連携推進課にご相談ください。

Q11 事業実施にあたり、外部のボランティアをお願いしようと考えているが、 外部ボランティアに対する謝礼は、対象になりますか?

A 応募団体の外部にボランティアをお願いした場合の謝礼は、対象となります。

Q12 講師への謝礼を現金ではなく、菓子折り等を購入してお渡ししたいのですが、 謝礼として計上できますか?

A 原則として、謝礼は金銭で支払われたものが対象になります。生徒・学生のボランティア活動等に対して図書カード等(いわゆる金券)で支払う場合は、事前にご相談ください。

Q13 イベントに必要な機材を会場に運ぶため、会員のトラックを借用したいと 考えています。謝礼として計上できますか。

A 会員への謝礼は対象経費とはなりません。ただし、トラック等の賃借料については 対象経費となります。

保険料

Q14 事業実施時のイベント保険やボランティア活動保険等は対象経費となりますか?

A 対象経費となります。なお、活動の中には、市の実施している八戸圏域住民活動保険制度の対象となる場合もありますので、市民連携推進課にご相談ください。

賃借料

Q15 事業実施の会場として、中心市街地の空き店舗を使用したいのですが、賃借料は 対象経費になりますか?

A 事業実施の会場として利用する場合は、空き店舗の賃借料は会場借上料として見る ため、対象経費となります。ただし、団体の事務所として利用する場合の賃借料は、 対象となりません。

備品購入費

Q16 研修会開催のため、備品を購入したいが、対象経費になりますか?

A 事業実施に直接かかわる備品購入費であれば対象となります。ただし、コースごと に上限額がありますので留意してください。

(備品の例)

パソコン、プリンタ、カメラ、書棚、机、椅子、扇風機、脚立など

※上記の例になくても、長期の使用が可能のもの、管理を要するもの、1つあたりの単価が2万円以上のものは、備品として扱うことがあります。

Q17 備品購入費の上限と、上限を上回る備品購入費の扱いはどうなりますか?

A 全てのコースの備品購入費の上限は10万円になります。 ただし、まちづくり支援コースでは、備品購入費の対象経費の額が、備品購入費以

外の対象経費の合計額を上回らないこと、とありますので、対象経費の合計が 20 万円未満の場合に注意する必要があります。

●まちづくり支援コースの例

【備品購入費の全額が対象経費となる例】

備品購入費の 対象経費 6万円(OK)

備品購入費以外の対象経費 10万円

対象経費計 16万円

備品購入費以外の対象経費の合計額を上回る備品購入費(4万円)は、右の計算のとおり対象外経費になります。

【備品購入費の一部が対象経費となる例】

備品購入費の 対象経費 10万円 備品購入費以外の対象経費 6万円

対象経費計 16万円

備品購入費の 対象経費 6万円 備品購入費以外の対象経費 6万円

対象経費計 12万円

対象外経費計 4万円

●初動期・若者支援コース(奨励金額上限 20 万円)の例

【備品購入費の全額が対象経費となる例】

備品購入費の 対象経費 8万円(OK)

備品購入費以外の対象経費 12万円

対象経費計 20万円

10万円を上回る備品購入費(2万円)は、右の計算のとおり対象外経費になります。

【備品購入費の一部が対象経費となる例】

×

備品購入費の 対象経費 12万円 備品購入費以外の対象経費 8万円

対象経費計 20万円

備品購入費の 対象経費 10万円 備品購入費以外の対象経費 8万円

対象経費計 18万円

対象外経費計 2万円

その他

- Q18 提案書の提出や公開ヒアリング審査会への出席にかかる資料等作成費用、交通費等 の経費は、対象経費として認められますか?
- A 提案書の提出や公開ヒアリング審査会にかかる経費は、事業実施に直接かかわる経費として認められないため、対象となりません。
- Q19 事業実施にあたり、会員の市内移動にかかる交通費は、対象経費として認められますか。
- A 会員にかかる経費は、組織の運営経費(人件費)にあたるため、基本的に会員の交通費は対象となりません。
- Q20 「令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支出される経費が対象」とありますが、令和8年7月のイベント会場を令和8年1月に予約した際に、前払いで会場使用料を支払った場合、対象経費として認められますか。
- A 会場予約の締切りが早く、さらに予約時に利用料を前払いしなければならない場合、 4月1日より前に支払った利用料は対象となります。ただし、予約確定の通知書と領収書を入手しだい、応募書類に添付する必要があります。

■団体の収支予算書について

- Q21 応募する時点で団体の予算·決算が確定していない場合、申し込みできませんか?
- A ヒアリング審査まで期間があるので、確定次第、審査会へ提出する旨を書類に付記し、応募段階では(**見込み**)という形で提出ください。

■審査方法について

Q22 選考員が応募団体の構成員の場合、どのように審査の公平性を保つのですか?

A 応募団体の構成員に選考員が含まれている場合、その団体の審査に参加しないことで、公平性を保っております。

■事前相談について

Q23 応募する場合、事前相談が必須となっているが、電話やメールでも事前相談済みと みなされますか?

A 必須としている事前相談は、作成段階の「企画提案書(第1号様式)、事業計画書 (第2号様式)、事業収支予算書(第3号様式)」の書類をもとに、可能な限り対面形 式での相談をお願いします。

応募書類の記入の仕方や対象経費の計算方法など各種ご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。また、平日の日中にご都合がつかない方におかれましても、当課までお気軽にご相談ください。

お問合せ先:市民連携推進課 電話 43-9207 メール renkei@city.hachinohe.aomori.jp



🔾 協働のまちづくり推進基金って、何?

A この基金は、市民の皆さんや事業者の方々から寄せられた寄附金と同額を、市でも上乗せして積み立てる「マッチングファンド*」の仕組みを取り入れた基金です。皆さんのまちづくりへの思いが"2倍"になるこの基金は、市民活動や地域コミュニティ活動を支援する事業に活

※マッチングファンド

用されています。

寄附などの際に、その寄附金に応じた金額を、企業や行政等が資金提供する仕組み。



過去5年分の奨励金交付事業 (R3~7)



■令和7年度(実施中)

初動期支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
健遊舎	健康づくり・運動能力向上 事業	子どもがカラダを動かす機会を増やして、子どもの健全な成長や運動能力向上に寄与するほか、地域の大人を含め一緒にカラダを動かす仲間・コミュニティをつくる。 そのため、地域の小学校で週1回の活動を行いつつ、地域のスポーツ施設を活用した運動を取り入れることで、地域住民の健康増進を図る。
Ao (アオ)	気になる自閉症の世界 Ao(アオ)事業	自閉症アーティストの個性溢れる作品を展示する展覧会を開催し、多くの市民にその世界観を感じてもらうことで、自閉症をはじめとした障がいへの理解と、障がい者の社会参画のきっかけとする。また、展覧会に来場した障がい者の生きがいややりがい、挑戦する心を育み、障がい者や家族が抱える不安を軽減する。
Book Swap Hachinohe	みなどの図書館 事業	令和4年度より寄贈本の無償提供を行っている「みなとの図書館」(毎月第2・第4日曜日に館鼻公園にて開催)を、多くの市民に知ってもらい本に触れる機会を増やすため、月2回の開催のほか、春・秋のイベントやはちのヘホコテン出展を実施し、本のまち八戸を盛り上げ、SDGsに寄与する。
Edulinks	シン・クレイジー人材バ ンク プロジェクト 事業	当事業では、「固定観念を超え、自分の殻を破る力」を「クレイジー」と定義。地域の未来を担う女性たちがつながり、学び、実践する機会を創出するほか、地域で活躍している人を可視化する人材バンクを運営するなど、女性がチャレンジしやすい環境をつくり、地域課題の解決や地域の活性化に貢献する。
まちづくり支援コー	-ス	
交付団体	事業名	事業内容
類家5丁目夢くらぶ	老人クラブ会員増員活性 化 事業	八戸市では会員の減少などで解散する老人クラブがあるなか、当クラブが主体となって、地域や年齢の垣根のない誰もが参加できる楽しい活動を展開し、多くの市民に老人クラブの良さを知ってもらう。八戸地域全体のクラブの活性化、高齢者が孤独を感じることなく、健康で元気に活躍するまちづくりに寄与する。
矢沢町内会	矢沢町内会活動PR写真 集で町内会加入促進 事 業	市民の価値観やライフスタイルが多様化するなか、従来の声掛けによる町内会加入 促進は難しい。子どもや住民が多数参加する町内会恒例行事を写真集にし、未加入 者や転入者に地域の魅力をわかりやすく伝えることで、まず町内会行事への参加か ら始まり、自然な流れで町内会への理解や協力、加入につなげる。
ハ戸ディスカバリーガ イド養成講座実施委員 会	外国人向けガイド養成講 座によるガイド育成 事 業	現在、外国人旅行者の来訪が回復し、インバウンド誘客の拡大が期待されることから、当事業では外国語スキルを持つ市民にガイド研修を受講してもらい、外国語で案内できる人材を育成する。当研修を受講したガイドの案内により、旅行者の満足度が向上し、観光消費やリピーターが増えることで、八戸が元気になることを期待する。
Qloom Papel peeps	QloomPapel's Itty Bitty Arts project 事業	これまでの Qloom Papel としての活動を拡充するため団体を結成。当プロジェクトでは、①幼稚園・保育園を対象とした訪問型アートワーク、②障がい者と健常者が一緒に創作する俊文書道会との共同ワーク、①②の作品や活動写真のアーカイブ展の開催により、アートワークが育む創造力と多様性への受容力を市民に伝える。
T.F.FC	フットサルの力で元気なまち推進事業	フットサルは、身体能力やスキルを問わず誰でも気軽に楽しめる人気の高いスポーツであるが、八戸では活動場所が限られ、競技人口が減少している。市内チームを組織化した上で、交流会などのイベントを開催。情報共有や協力関係によりフットサルができる環境を整えていき、市民に親しまれるスポーツとして、元気な八戸づくりに貢献する。
図南小学校 PTA	20 万人の芸術都市 八戸から世界中へ!芸術を五感でフル体験し、自由な表現力を子どもたちへ届ける事業	子どもたちにとって、学校や家庭で触れる芸術は、時間や表現方法など何かしらの制約がある。図南小 PTA 主催でアーティストを招聘し、何にも縛られず自分らしさを全身で表現できるイベントを開催することで、アートのまち八戸に住む子どもたちの創造性や感性を育み、八戸から世界に羽ばたくアーティストを増やしたい。
八戸地域社会研究会	南部料理伝承プロジェクトによる地方創生プラン 事業	最近のインバウンド観光による景気回復や、「和食」を通して地方の歴史や文化に触れるガストロノミーツーリズムの流行を踏まえると、当市経済・産業のけん引役となっていくのは観光産業であろう。当事業では、八戸地方の食と生活文化の調査研究や、南部料理に関する体験などを大学等と協働で実施することにより、八戸の観光事業のコンセプトを策定する。

■令和6年度

初動期支援コース		
交付団体	事業名	事業内容
家族イロイロカフェ	子育て世代リフレッシュ カフェ	家族や個人の悩みはまわりに相談しにくく、悩みを抱え込んだまま生活しがちである。気軽に気分転換できるリフレッシュカフェを月1回開催し、参加者の心身の健康を増進することで、子育ても楽しく、親として、一人の人間として充実した毎日をすごす応援をする。
八戸文化おが〜れ会	My 推しコンテスト事業	小学生から大学生が参加できるフォトコンテストと川柳大会を開催し、子どもや若者から、自分が魅力に感じるもの「My推し」を募集する。感性豊かな子どもや若者の「推し」を市民に鑑賞してもらうなかで、豊かな心や豊かな生活、まちの活性化につなげる。
NPO 法人青い森の情報 技術者育成研究会	キッズ&親子でパソコン 教室事業	タブレットを用いた授業が始まり、どの職業に就こうとも情報端末に関わっていく小・中学校の子どもたちを対象に、親子で学べるパソコン教室を開催する。子どもや保護者がパソコンの利活用やITリテラシーを楽しく学ぶ機会を増やし、次世代のIT人材の育成に寄与する。
まちづくり支援コー		
交付団体	事業名	事業内容
脳卒中と向き合う活動 団体 OneFeels	MR技術によるリハビリ 開発事業	脳卒中当事者の退院後のリハビリは、金銭的・精神的負担が大きく、 継続的にリハビリに取り組める環境が求められる。MR技術を用い て安価に継続できるリハビリを八戸高専と共同開発することによ り、片麻痺の方の身体状態の改善と生活の質の向上を目指す。
NPO 法人なんぶ民藝	南部地域の伝統工芸活性 化事業	南部地方の伝統工芸は、多くが組織化されておらず、次世代への継承がスムーズでない。南部菱刺しや南部裂き織、南部姫毬など、南部地域の伝統工芸を一堂に体験できる体験会を複数回開催し、市民の認知度を高め、伝統工芸の活性化と次世代への継承につなげる。
八戸ジャズ楽団	若者がつなぐジャズパフ ォーマンス事業	八戸の音楽や芸術活動をより盛んにするため、楽団としても若い感性を取り入れつつ、理念や活動を継承していく必要がある。若い世代には技術を教えるのみならず、若い世代が主体的に企画し運営する機会を増やし、社会的成長や地元への郷土愛を育む。
南部藩都市開発ユニット DASUKEYO	鍛冶町・吹上地区魅力創 造発信事業	鍛冶町・吹上地区では高齢化や人口減少により歴史ある商店の存続が厳しくなっている。空き家活用をテーマにしたトークイベントを開催し、まちに賑わいを生む秘訣を話合い、地区の魅力やポテンシャルを若い世代に知ってもらい、地区住民と一緒にエリアを盛り上げる。







■令和5年度

初動期支援コース				
交付団体	事業名	事業内容		
これからの映画文化を盛り 上げる会@青森	まちなか上映会事業	八戸市内唯一の映画館「フォーラム八戸」の閉館によって、市内で映画を見られる場所がなくなり、地域から映画文化のともしびが消えてしまう恐れがある。そこで、市民の皆さんに映画鑑賞することの楽しさを再提案するため、まちなかで映画上映会や参加型トーク		
		イベントを実施し、観客同士の新たなコミュニティの創出を目指す。		
TEAM 響	歌って聴いて脳を活性化 〜音楽で認知予防、介護 予防〜事業	コロナの影響で、市民の外出機会や音楽イベントの機会が長らく失われてきたが、徐々に活動が再開されつつある。そのような中、公民館や施設などできるところから訪問し、大正琴の演奏を通して、施設や地域の方々に元気を届ける。		
若者支援コース				
交付団体	事業名	事業内容		
イカドンファミリー	イカドン活動持続化事業	館鼻岸壁朝市の黙認キャラクターである「イカドン」の活動を守る べく、市民活動団体「イカドンファミリー」を結成した。朝市の場 で長く活躍してきたイカドンの修繕や運営管理の仕組みを構築する など、活動を持続的なものにすることで、観光資源としてイカドン のファンあるいは八戸のファンを増やし、地域の魅力を発信する。		
海猫ふれんず	海猫力フェ事業	若者の人口流出が深刻化する中、若者の地元への愛着や帰属意識を 醸成することを目的として、「対話」をコンセプトとしたイベント「海 猫カフェ」を複数回開催する。ゲストスピーカーを招聘し、ワール ドカフェの手法を取り入れ、参加者の人脈・知見を広げ、今後の市 民活動やキャリア選択に寄与する。		
まちづくり支援コース 交付団体	事業名	事業内容		
高館地区連合町内会	たかだてカップバスケットボール大会で 地域人 材を発掘育成 事業	高館小学校の部活動が地域主導へ移行する中、地区青年部が男女ミニバスケットボール部を運営することとなり、これをきっかけに保護者と青年部の接点が生まれた。当事業のミニバスケットボール大会を通して保護者と青年部の交流を深め、子育て世代である保護者が地域活動に参画するきっかけをつくり、地域コミュニティの活発化・活性化を図る。		
特定非営利活動法人青い森 の情報技術者育成研究会	キッズプログラミング教室事業	小中学校の児童・生徒に、プログラミングを身近なものと感じ、自分で操作できたという達成感を感じてもらえるよう、ドローンを用いた体験型のプログラミング教室を定期的に開催する。当事業を通して、小中学生がプログラミングに触れる機会を創出し、ITリテラシーの向上や将来のIT人材の育成などの効果を期待する。		







海猫カフェ





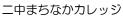
たかだて CUP バスケットボール大会

TEAM 響

■令和4年度

まちづくり支援コース					
交付団体	事業名	事業内容			
八戸市立第二中学校父母と教師の会	二中まちなかカレッジ ポスターボードアップデ ート事業	子どもたちが「街」のため「まちづくり」に関わる活動を通じ、課題解決に取り組む子どもの人材育成を図るため、第二中学校の生徒による商店街のポスターボード制作を行う。また、ポスターボード制作を通じて、中心街の魅力や課題などの学びや考えを同年代の子どもを共有するため、市内中学生やその家族、教育関係者、まちづくり実践者を対象に、はっちを会場として講演会及びパネルディスカッションを開催する。			
大館連合婦人会	自分たちでもできる避難 所づくり体験事業	大館地区住民の防災への意識向上と、防災の取組への参画促進を目的として、同地区住民を対象に、避難所づくりに関するワークショップや、講師を招聘し避難所づくり体験を行う。 その後、実施訓練の参加者が講師となり、大館地区の町内会を対象に、避難所づくりを体験するワークショップを開催する。			
リーベリー実行委員会	夏休み子どもワークショ ップリーベリー事業	子どものものづくりの体験の場と、地域の手仕事作家の活躍の場を 提供するため、YS アリーナ八戸で夏休みの小学生を対象に、手仕 事作家の方を講師に招き、数種類の作品制作を行うワークショップ を開催する。			







夏休み子どもワークショップリーベリー

「元気な八戸づくり」市民奨励金の活用事例のご紹介

★市民奨励金の交付団体にインタビューし、団体の目的や発足のきっかけ、活動内容、 新しい取組みの PR や市民の皆様へのメッセージを八戸市ホームページでご紹介して います。企画提案の参考にぜひこちらもご覧ください。

紹介コーナーはこちらから →



■令和3年度

初動期支援コース	初動助支援コース					
交付団体	事業名	事業内容				
八戸おやじサミット実 行委員会	八戸おやじサミット開催 事業	各学校のおやじの会及び父親委員会、保護者が抱えている 問題や悩みを共有し、解決策を見つける機会の創出を目的 とし、各学校の全ての保護者を対象に、基調講演、情報交 換会を開催する。				
海猫ふれんず	高校生対象「海猫ふれん ず」ワークショップ事業	高校生の市民としての主体者意識や帰属意識を高め、人口流出の抑制や U ターンの可能性を高めることを目的とし、市内高校生を対象に、高校生自らが八戸市の課題や魅力について考え、課題解決に向けて活動するワークショップを実施する。				
NPO 法人地域活性化教育支援ネットワーク	(仮称)元気な八戸づく り若者シンポジウム開催 事業	八戸地域の課題やその解決に関する様々な提案を一同に 会して発表できる機会の創出を目的とし、小学生から大学 生までを対象に、シンポジウムを開催する。				
八戸さんぽマイスター	「八戸のファンを広げよ う」事業	八戸のファンをより増やすことで、地場産業の振興やまちづくりの推進に貢献することを目的とし、HP・SNS・リーフレットによる PR 活動の強化や、観光客や市民に対する体験会の開催のほか、現在のコースのブラッシュアップを実施する。				
NPO 法人 Earth as Mother 青森	未来の子供達につなぐ食 育・食農・福祉のわ 2021 事業	食に対する見直しや、より良い生活・健康について考える機会の創出を目的とし、幼児から高齢者まで広く市民を対象に、食に関する映画上映とセミナーを開催する。				
まちづくり支援コー	ス					
交付団体	事業名	事業内容				
Kids パフォーマンス劇 場実行委員会	Kidsパフォーマンス劇場 2022 事業	子どもがパフォーマンスを披露する機会創出を目的とし、 広く市民を対象に、八戸市公会堂でパフォーマンス劇場を 開催するほか、中高生を対象に、制作スタッフ体験ができ るワークショップを実施する。				
安藤昌益資料館を育てる会	安藤昌益資料館館内資料・展示物のリニューアル事業	江戸中期に八戸に居住していた思想家 安藤昌益の思想や生き方を全国や世界に発信し、地域の活性化と八戸のまちづくりに繋げることを目的とし、館内展示物の説明ボードの英語併記、英文版パンフレットや英語のナレーションによる説明 DVD を作成する。				
八戸藩御家流加賀美流 正伝 流鏑馬再興会	八戸藩御家流加賀美流正 伝 流鏑馬再興伝承事業	八戸藩の馬文化や伝統行事の継続を目的とし、地域住民や 観光客を対象に、当時を再現した形で、騎射と流鏑馬の行 事を実施する。				
湊地区連合町内会	湊の坂道しるべ設置事業	坂道の由来や湊町の魅力を伝えることにより、歴史を掘り 起こし、湊地区の活性化に繋げることを目的とし、坂道の 名称の指標板やパンフレットを作成する。				



海猫ふれんず



安藤昌益資料館を育てる会

八戸市「元気な八戸づくり」市民奨励金制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民が自主的に取り組むまちづくり活動に対して奨励金を交付する「元気な八戸づくり」市民奨励金制度(以下「本制度」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

- 第2条 「元気な八戸づくり」市民奨励金(以下「奨励金」という。)の交付対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、広くまちづくり活動を行っている市民活動団体(ボランティア団体、特定非営利活動法人等)又は地域コミュニティ活動団体(町内会、子ども会、PTA等)で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 初動期支援コース 次のすべてに該当するもの
 - ア 構成員が5人以上であること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ウ 主たる活動地域が八戸市内であること。
 - エ 直近3か年分の法人の法人市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。ただし、法人格がない団体にあっては、代表者の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
 - オ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
 - カ 暴力団 (八戸市暴力団排除条例 (平成 23 年八戸市条例第 48 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団若しくは暴力団員 (八戸市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。) の統制の下にある団体ではないこと。
 - キ 過去に初動期支援コースの奨励金の交付を2回以上受けていないこと。
 - ク 団体を設立して、5年以内であること。
 - (2) 若者支援コース 次のすべてに該当するもの
 - ア 前号アからカまでに該当すること。
 - イ 過去に若者支援コースの奨励金の交付を2回以上受けていないこと。
 - ウ 概ね40歳以下の者で構成された団体であること。
 - (3) まちづくり支援コース 次のすべてに該当するもの
 - ア 第1号アからカまでに該当すること。
 - イ 過去に同一事業についてまちづくり支援コースの奨励金の交付を3回以上受けていないこと。

(対象事業)

- 第3条 奨励金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、不特定多数のものの利益の増進を目的として、対象年度中に自主的に行われる八戸市の地域課題の解決につながるまちづくり活動に関する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 初動期支援コース 団体の継続的な事業
 - (2) 若者支援コース 団体の継続的な事業
 - (3) まちづくり支援コース 市民活動や地域活動の活性化に資する事業
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励金の交付を受けることができない。
 - (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
 - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業
 - (3) 政治活動又は宗教活動
 - (4) 営利のみを目的とする事業
 - (5) その他奨励金の交付対象として適当でないと認められる事業

(対象経費及び奨励金の額)

- 第4条 奨励金の対象となる経費は、対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費 及び謝礼に要する費用のほか、当該対象事業の実施に要する費用のうち市長が認めるものとする。 ただし、次に掲げる経費は、奨励金の対象としない。
 - (1) 人件費(アルバイト賃金を除く。)

- (2) 飲食費(当該対象事業の実施に必要と市長が認めるものを除く。)
- (3) 視察旅費
- (4) 10 万円を超える備品購入費 (まちづくり支援コースで、対象経費が 20 万円未満の申請にあっては、対象経費の 50 パーセントを超える備品購入費)
- (5) 対象経費の25パーセントを超えるアルバイト賃金
- (6) その他奨励金の交付対象として適当でないと認められる経費
- 2 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(対象事業の企画提案の募集)

- 第5条 当該奨励金の交付を受けようとする団体は、所定の申込期間内に次に掲げる書類を市に提出 しなければならない。
 - (1) 「元気な八戸づくり」市民奨励金企画提案書(別記第1号様式)
 - (2) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (3) 事業収支予算書(別記第3号様式)
 - (4) 団体概要書(別記第4号様式)
 - (5) 団体の定款、規約又は会則
 - (6) 団体構成員又は役員の名簿
 - (7) 直近の収支決算書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、初動期支援コース、若者支援コース及びまちづくり支援コースを通じ、複数 の申し込みをすることはできない。

(企画提案の審査及び選考)

- 第6条 市長は、企画提案のあった対象事業の選考に当たり、八戸市協働のまちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)に意見を求めるものとする。
- 2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める審査基準により企画提案の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、第1項の推進委員会の意見を基に企画提案の審査及び選考を行うものとし、その結果については、速やかに企画提案団体に通知するものとする。

(奨励金の交付)

- 第7条 奨励金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。
- 2 奨励金の交付に関し必要な事項は、毎年度予算に応じて市長が別に定める。
- 3 奨励金の交付を受けた団体(以下「奨励金交付団体」という。)は、事業の実施に当たり、本制度 の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

(事業の評価)

- 第8条 奨励金交付団体は、奨励金の交付を受けた事業(以下「奨励金交付事業」という。)の内容及び実施状況について、市長が定めるところにより事業報告を行うことができる。
- 2 市長は、奨励金交付団体及びその他の関係者の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を開催するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により開催できない場合については、この 限りでない。
- 3 推進委員会は、前2項の事業報告及び成果報告会を基に、事業の評価を行うものとする。

(制度実施状況の公表)

第9条 市長は、対象事業の企画提案の受付状況、企画提案した団体の名称、企画提案の内容、推進委員会での審査結果、奨励金交付事業の内容、実施状況、成果及び評価結果の概要等について、原則として、ホームページ等で公開するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成18年6月16日から実施する。
- 2 令和2年度において第5条第1項各号に規定する書類を提出した団体に対する令和3年度における奨励金の対象団体に係る第2条第1号の規定の適用については、同号キ中「5年以内」とあるのは「6年以内」とする。

附則

- 1 この要領は、平成20年2月1日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成20年度以降に実施する事業について適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成27年12月4日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成28年度以降に実施する事業について適用する。

附則

- 1 この要領は、平成28年12月26日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成29年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月1日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成30年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月18日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和3年度以降に実施する事業について適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年11月17日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和4年度以降に実施する事業について適用する。

附則

- 1 この要領は、令和6年11月20日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和7年度以降に実施する事業について適用する。

別表(第4条関係)

区分	補助率	補助限度額
初動期支援コース	対象経費の 10 分の 10	20 万円
若者支援コース		
まちづくり支援コース	奨励金の企画提案団体に対して過去に交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じた補助率	40 万円



八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ

住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号(本館4階)

電 話 0178-43-9207 (グループ直通)

FAX 0178-47-1485

Eメール renkei@city.hachinohe.aomori.jp



まちづくり活動へのあなたの一歩を応援します!!

118年度「元気な八戸づくり」

会場 開催 ① 令和7年**12**月20日(土)

午後

八戸市庁

2 令和8年1月10日(土)

2時~

※どちらも1時間程度で同じ内容となっております。ご都合のよい回にご参加ください。

各回20名程度

オンライン開催(1回1組)

~おしらせ~ 説明会終了後に 個別相談を承り ます。お気軽に お申し出ください。



③ 令和8年1月7日(水)~1月16日(金)

※多くのみなさまに効率よくお伝えするため、制度の説明はできるだけ ①~❸の説明会にご参加ください。事業内容の相談はいつでも承ります。

【説明会のお問合せ・お申込み先】

電話、FAX、Eメール、市HPから お申し込みいただけます。

申込の際は、氏名・団体名・電話番号・メールアドレス、 参加説明会(①~③)をお知らせください

八戸市 市民連携推進課 市民協働グループ

TFI 0178-43-9207

FAX 0178-47-1485

メール renkei@city.hachinohe.aomori.jp

申込締切 会場 ●12月17日(水) ❷1月7日(水) オンライン 3各開催日の2日前まで

(市ホームページ)

申込フォーム・

説明会の詳細は

こちらから ⇒

